

平成28年第12回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成28年10月11日(火)午後1:30~午後2:10

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	2	谷地村久人
〃	3	佐藤久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (2人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第9号 農用地等売買あっせん結果について

日程第4 議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第28号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しにかかる意見書の提出について

(平成 28 年第 12 回 10 月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、3 番 佐藤久美子 君 をお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は 8 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 12 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	異議なし
議長	それでは議事録署名委員には、2 番 谷地村 久人君並びに 9 番 佐藤 光男君を指名いたします。
議長	次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に、日程第 3 報告第 9 号 農用地等売買あっせん結果について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	3 ページをお開き下さい。 日程第 3 報告第 9 号 農用地等売買あっせん結果について報告いたします。 あっせん申し出者が経営規模縮小のため、農地を手放したい旨の申し出があり、9 月 12 日にあっせん委員会を開催し、結果双方での売買が成立したものであります。農地等の所在については 4 ページのあっせん調書のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	次に日程第 4 議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第 19 号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	5 ページをお開き下さい。 日程第 4 議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。 農地法第 3 条の規定により、別紙のとおり農地の申請があったので、審議を求めます。

	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、売買が2件でございます。</p> <p>6ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号19号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P7農地法3条1項の調査書、P8許可申請書の写し、P9申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、先ほどの報告第9号でのあっせん調書に記載の箇所であります。また周辺農地状況など、P9農地法第3条第1項の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。なお、現地調査については、8月2日の利用状況調査及び8月24日の農地パトロールにおいて現地を確認しておりますので、割愛させていただきます。</p> <p>以上受付番号19号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第4議案第27号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第20号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>10ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号20号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P11農地法3条1項の調査書、P12～P14許可申請書の写し、P15営農計画書の写し、P16～P20申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、譲渡人が離農するために譲受人と売買を行うものであります。また周辺農地状況などP11農地法第3条第1項の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号20号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を5番、小坂会長職務代理から報告を求めます。</p>

小坂委員	<p>議案第27号 受付番号20号の、現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号20号の申請地の地目は田及び畑であり、売渡後も田及び畑としてとして利用するということであります。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。
谷地村委員	はい、議長。
議長	2番、谷地村委員。
谷地村委員	譲受人、現在農業者でないため、営農計画書を添付したのですね。
議長	事務局より、説明をお願いします。
事務局	<p>そうです。</p> <p>現在は農業者ではないため、農地を取得する営農計画書を提出しました。</p>
議長	質疑、意見ありませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第27号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第5 議案第28号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しにかかる意見書の提出ついてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>20ページをお開き下さい。</p> <p>日程第5 議案第28号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直し</p>

	<p>しに係る意見書の提出について説明いたします。</p> <p>新郷村農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、新郷村長から別紙のとおり意見書の依頼があったので農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>見直しの根拠、概要について説明いたします。</p> <p>なお、22 ページに村長からの意見書提出の公文書の写し、別冊で、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(案)を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>以上説明をおわります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第28号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しにかかる意見書の提出について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第28号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成28年 第12回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

議長

署名者

署名者